- 主 文 1 処分行政庁が申立人に対して平成17年8月15日付けで発付した退去強制令書に基づく執行は、本案事件の第一審判決の言渡しの日から起算して15日後まで停止する。 2 申立人のその余の申立てを却下する。 2 申立書のは ちょものもにもる。

 - 3 申立費用は、相手方の負担とする。

申立ての趣旨 第 1

処分行政庁が申立人に対して平成17年8月15日付けで発付した退去強制令書に基づく執行は、本案判決の確 定まで停止する

事案の概要

第2 事案の概要 本件申立ては、処分行政庁が中華人民共和国(以下「中国」という。)国籍を有する申立人に対して平成17年8月15日付けでした退去強制令書(以下「本件令書」という。)の発付処分の取消しを求める訴えを本案として、その判決確定まで本件令書の発付処分の執行の停止を求めるものである。 そして、申立人は、執行停止を申し立てる理由として、入国審査官が、申立人について、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)24条4号イ(第19条第1項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を専ら行っていると明らかに認められる者)に該当するとの誤った認定を行い、同認定に基づき、法務大臣が同法49条1項の規定による異議の申出には理由がない旨の裁決をした上、相手方において本件令書の発付処分を行ったものであるから、本件令書の発付処分も取消しを免れないところ、本件令書に基づく執行により、重大な損害を避けるため緊急の必要があることを主張している。 なお、特に明示すべき本件申立ての理由及び相手方の主張の要旨は、後記第3の「当裁判所の判断」の各該当箇所に記載するとおりである。

所に記載するとおりである。

当裁判所の判断

第3 当裁判所の判断
1 執行停止の要件及び本件事案の経緯
(1) 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為(行政事件訴訟法3条3項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下「処分」という。)については、取消訴訟が提起されても、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げないという、いわゆる執行不停止が原則とされており、処分の執行又は手続の続行(以下「処分の執行等」という。)が認められるのは、処分、処分の執行又は手続の続行(以下「処分の執行等」という。)により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要がある場合に限られ、その判断に当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとされ、また、重大な損害を避けるため緊急の必要がある場合でも、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときには、執行停止をすることができない旨定められている(同法25条1項ないし4項)。
(2) 本件疎明資料及び本案事件の記録(以下、併せて「本件疎明資料等」という。)によれば、本件事案の経緯は、別紙(相手方の意見書(抄)写し)(ただし、疎明資料の摘示部分を除く。)記載のとおりであることが一応認め

第6頃に奉わいて定められた仮収谷有空煙成別(町間30年11月10日本の1月77303万)に成えて100元を201日は、上記の趣旨にそったものとなっている。 さらに、退去強制令書の執行による収容に伴って被収容者が受ける身体の自由の制限は、事後的な金銭賠償による損害の回復が困難であり、単なる財産権の侵害に比べれば、その性質上要保護性が高いとはいえるものの、他方において、退去強制令書の発付処分は、その名宛人を送還するために身柄を確保するとともに、この者を隔離し、本邦におけるこれ以上の違法な在留活動を禁止するなどの行政目的によるもので、国内秩序の維持という高度の公益性を有し、上記行政目的達成のために、身体の自由を制限する必要性、緊急性が高く、同様の処分を事後的に実施することに

におけるこれ以上の違法な在留活動を禁止するなどの行政自動によるもので、維持をこれのようとは困難である。したがつて、これらの諸般の事情を総合考慮すると、退去強制令書の執行による収容に伴い、被収容者が身段の事情のない限り、退去強制令書の収容的ので、具体的事業に応じたなるとしても、それが合理的な期間の範囲内にとどまり、かつ、具体的事業に応じたなるとしても、それが同じない取り、退去強制令書の収容的分の執行による収容に伴い、被収容者が身段の事情のない限り、退去強制令書の収容的分の執行による行政目的の達成を一時的に犠牲にしても申立人を救済しない緊急の必要性があるものとは認め難いものというべきである。イーンれを本件についてみるに、本件事案の経緯(前記1(2))及び本件疎明資料等によれば、①申立人(の年(昭和〇年)〇月〇日生)は、上海市において、平成14年7月に会計学校を卒業した後、日本語を勉強していたが、上海市在の日本企業に成職するには、日本において経済国し、から平成15年4月2日、が、上海市でおいて、本代を対しても関射の目の15年4月2日、15年4月2日、15年4月2日、15年4月2日、15年4月2日、15年4月2日、15年4月2日、15年4月2日、15年4月2日、15年4月2日、15年4月2日、15年4月2日、15年4月2日、15年4月1日、15年5日

めようと考えて、入管法 19条 2 項所定の資格外活動許可を受けることなく、同年 4 月中旬から、安易に北区 η 所在のスナックで働き始め、平成 17年 4 月 2 6 日摘発を受けたのを契機として、同年 6 月 2 3 日に収容令書の執行を受けたこと、③それ以来、本件大学において履修中の科目すべての授業に欠席することとなってしまい、同年 8 月に予定されていた試験も受験することができず、そのため、今後更に長期間にわたり収容が継続されるとなれば、退学処分を受ける事態となるおそれがあること、④申立人は、入国当初は、通学していた学校の寮に住んでいたが、環境や交通の便が良くなかったことから、平成 1 5 年 1 0 月 ころに現住所に転居し、友人の中国人留学生女性と同居していたものであり、なお復学して学業を続ける意思を強くもっていること、を一応認めることができる(なお、上記転居及び同居の事実につき、疎乙 2 7 はその疎明を左右するものではない。)。

これらの事情にかんがみれば、前記退去強制令書の発付処分の目的である送還のための身柄確保や不法な在留活動の禁止という見地から、申立人の身体の自由を制限する必要性は低いということができるのに対し、上記のとおり、勉学を志して適法に本邦に入国し、「留学」の在留資格を得て、極めて計画的かつ意欲的に学業に励んでいた若年の申立人にとって、収容が更に継続されることによって学業に支障を生ずることによる不利益は、回復が容易ではなくより重大なものということができ、この点を勘案すると、申立人について、前記アにおける特段の事情が認められ、退去強制令書の収容部分の執行による行政目的の達成を一時的に犠牲にしても申立人を救済しなければならない緊急の必要性があるということができる。

(3) しかしながら、申立人が、入管法24条4号イの定める「報酬を受ける活動を専ら行っていると明らかに認められる者」に当たるかどうかについて、申立人において、前記2(2)イのような事情が一応認められる上、申立人の本邦における学生としての生活及び就労等の状況、就労に至った経緯、学費及び生活費の支出の状況、本国からの送金の状況及び使途等並びにこれらの事実の評価等に関し、更に本案における審理を尽くすことが必要であることに照らして、本件令書の発付処分が違法であるとの申立人の主張につき、理由がないとみえるとはいえない。したがって、この点に関する相手力の主張は理由がない。 る。 (3)

「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき」(行政事件訴訟法25条4項前段)に該当すると認めら

れるか否かについて 相手方は、退去強制令書の発付を受けた外国人に対して、 相手方は、退去強制令書の発付を受けた外国人に対して、その収容部分の執行が停止されることになれば、仮放免における保証金納付等の措置も執られないまま、何ら在留資格を有しない者に対して、無制約に在留活動を許容する仮の地位を与えたと同様の結果を招来し、在留資格制度を著しく混乱させ、本邦に不法に入国し又は不法に残留した外国人による監訴を誘発、助長するもので、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがある旨主張する。

この 3 (元の 3 (元の 2 ない。

本件申立ては、本案事件の第一審判決の言渡しの日から起算して15日後まで本件令書に基づく執行停 よって 止を求める限度で理由があるから、その限度でこれを認容し、その余の部分は理由がないからこれを却下することとし、申立費用の負担について、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法64条ただし書、61条を適用して、主文のとおり決 し, 定する。 平成17年9月29日 一世七封判所民事

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 大門 匡

裁判官 関口剛弘

裁判官 菊池 章